

厚生労働大臣が定める外国人雇用状況の通知の様式を定める件の一部を
改正する告示（案）に関する意見募集の結果について

令和 8 年 5 月 29 日
厚生労働省職業安定局
外国人雇用対策課

厚生労働大臣が定める外国人雇用状況の通知の様式を定める件の一部を改正する告示（案）に関し、令和 8 年 4 月 14 日から令和 8 年 5 月 13 日まで御意見を募集したところ、計 9 件の御意見を頂きました。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する厚生労働省の考え方は以下のとおりです。

なお、御意見については、本パブリックコメント募集の対象となる事項についてのみ、適宜要約等の上、取りまとめさせていただいております。意見募集の対象外の御意見につきましては、回答いたしません。お寄せいただいた御意見に関しましては、今後の参考とさせていただきたいと考えております。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	「特定産業分野」や「特定活動」の確認を不要とするなど、事業主や行政（国・自治体）の手続きを簡素化することは、不法就労や目的外滞在の温床となり、治安悪化のリスクを増大させる。	御意見として承ります。
2	外国人労働者の増加で、失踪や事件を起こす報道も増加し	御意見として承ります。

	<p>ている中、簡素化するのはおかしい。敷居を高くし、煩雑な手続きを行ってでも採用したい外国人がいるという状況にすべき。</p>	
3	<p>特定在留カードへの対応では、個人情報保護を徹底すべきであり、以下を明確にすべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定在留カードで確認する情報の範囲 ・ 雇用状況通知におけるマイナンバー関連情報の取扱い ・ 目的外利用の禁止 ・ アクセスできる職員の範囲 ・ 情報連携の記録管理 ・ 情報漏えい時の責任 ・ 外部委託先による取扱い制限 <p>確認不要とするなら、代替的な把握・監督の仕組みを設けるべきであり、例えば、以下のような代替措置が必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出入国在留管理庁との情報連携 ・ 特定技能分野別の集計 ・ 特定活動の指定内容別の統計把握 ・ 国・自治体の任用時における在留資格確認マニュアル ・ 不適切な雇用が疑われる場合の確認手続 ・ 監査・調査時に指定活動内容を確認できる仕組み ・ 定期的な制度運用状況の公表 	御意見として承ります。
4	<p>国内人材、とりわけ就職氷河期世代への支援を優先すべき。外国人雇用の受入れや保護を進める前に、就職氷河期世</p>	御意見として承ります。

	<p>代、中高年非正規労働者、地方の求職者、生活困窮者等の国内人材を十分に支援・活用する政策を優先すること。</p> <p>外国人労働力への依存が、日本人労働者の賃金上昇や雇用安定を妨げないよう、労働市場への影響を検証し、国民に説明すること。</p>	
5	<p>「特定技能」やの特定産業分野の確認や「特定活動」の指定活動内容の確認を不要とすべきではない。確認を不要とすれば、以下のような問題が生じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 分野別の外国人労働者数を正確に把握しにくくなる ・ 受入れ分野の偏りや過剰受入れを把握しにくくなる ・ 在留資格と職務内容の不整合を見逃す ・ 資格外活動に近い雇用を把握しにくくなる ・ 不適切な雇用管理を防ぎにくくなる ・ 外国人本人の権利保護にもつながりにくくなる ・ どの地域に外国人労働者が集中しているのかの分析が難しくなる ・ 日本人労働者の雇用や賃金に影響していないかの分析が難しくなる ・ 社会保障、医療、住宅、教育、行政サービスにどのような負担が生じているのかの分析が難しくなる ・ 受入れ制度が適正に運用されているのかの分析が難しくなる 	御意見として承ります。